

平成 31 年 4 月 24 日

「月収 1 万円 ▶ 月収 180 万円！」などとうたい、多額の金銭を支払わせる事業者に関する注意喚起

平成 30 年 8 月以降、「月収 1 万円 ▶ 月収 180 万円！」などとして、スマートフォンやパソコンを用いた副業で短期に高額の収入が得られるとうたう事業者に関する相談が各地の消費生活センター等に数多く寄せられています。

消費者庁、東京都及び島根県が合同で調査を行ったところ、「株式会社アシスト」（以下「アシスト」といいます。）との取引において、消費者の利益を不当に害するおそれのある行為（虚偽・誇大な広告・表示及び不実告知）を確認したため、消費者安全法（平成 21 年法律第 50 号）第 38 条第 1 項の規定に基づき、消費者被害の発生又は拡大の防止に資する情報を公表し、消費者の皆様にご注意を呼びかけます。

また、この情報を都道府県及び市町村に提供し、周知します。

1. 事業者の概要（注 1）

名 称	株式会社アシスト（法人番号 8011101083537）（注 2）
所在地	東京都新宿区北新宿二丁目 12 番 11 号スカイコート新宿 3・502
代表者	武田 哲也

（注 1）商業登記されている内容です。

（注 2）同名又は類似名の事業者と間違えないようご注意ください。

2. 具体的な事例の概要

(1) ウェブサイトを閲覧した消費者に情報商材の購入を勧めてきます。

アシストは、SNS¹等に、「携帯 1 台あれば稼げます」、「誰でも稼げます」等、消費者の関心を引くような広告を掲載し、アシストのウェブサイトに消費者を誘導します。

アシストは、ウェブサイトに、

「月収 1 万円 ▶ 月収 180 万円！目標はあなたの希望の金額で OK！」

「経験・知識不問、顔出し不要、初心者でも OK！在宅でも可能！」

「年収 1500 万円以上の収入アップを目指す！」

などと掲載し、詳細を知りたいければ、アシストが運営する LINE の友だち登録をするよう促します。

アシストは、LINE の友だち登録をした消費者に、

「スマホ/PC/タブレットどれかがあれば大丈夫！」

「弊社が用意した資料をもとにしたデータ入力などのシンプル作業」

「自動補助ツールによるアシストによって、月収 180 万円も十分目指せる内容となっています」

「本当に収益が得ることが出来る内容です」

「初心者の方が 3 日で 5 万円の収益を確定した実績もあります！」

などといったメッセージを送信し、高額の収益を簡単に得る方法が掲載されていると

¹ ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略で、登録された利用者同士が交流できるウェブサイトの会員制サービス。

する情報商材の購入を勧誘します。

この情報商材の代金は、1,000 円から 1 万 6000 円とされています。

消費者は、この情報商材を購入すれば、簡単に収益が得る方法を知ることができると思い込み、情報商材の購入を申し込みます。

(2) 電話で、高額なシステムの利用契約の締結について勧誘します。

アシストは、代金を支払った消費者に、情報商材を送信します。

情報商材には、ビギナー編、初級者編、中級者編、上級者編の 4 段階に分けた収益を得るためのコース紹介や、「自動補助ツール」と称するシステム（以下「自動補助ツール」といいます。）の紹介、ブログを開設してアフィリエイトにより広告収入を得るための方法などが記載されていますが、いずれも詳しい内容は記載されておらず、詳しい内容については、電話予約をした上で、アシストに直接問い合わせるよう促します。

アシストは、消費者と約束した時刻に、消費者が指定した番号に電話をかけますが、消費者に対し、広告収入を得るための詳しい内容を説明することはなく、新たに、多額の収益を得るためには自動補助ツールの利用契約を結ぶことが必要だとして、消費者に対し、この自動補助ツールを使用して、

「1 日 30 分記事を書けば、1 日 5 万円は確実に入ってきます。」

「1 日 5 万円なので 20 日で 100 万円稼げます。」

「すぐに、支払った金額は取り返せます。」

などと、執ように自動補助ツールの利用契約の締結について勧誘します。

多くの場合、自動補助ツールの利用代金は、80 万円程度にもなります。

アシストは、自動補助ツールが、消費者が開設したブログへのアクセス数を増加させるためのツールであるとした上で、これを使用し、資料に従って作業さえすれば、それだけで広告収入を簡単に稼げると説明するため、消費者は、この自動補助ツールを使用すれば、

「記事を書くだけで簡単に収入が得られる。」

「支払った金額はすぐに取り返せる。」

と思い込み、自動補助ツールの利用契約を結んでしまいます。

(3) 自動補助ツールの実態について

アシストは、自動補助ツールの利用契約を結んだ消費者に、自動補助ツールの ID 及びパスワードを付与するとともに、各コースの内容を説明した資料を送付します。

資料には、自動補助ツールの使用方法や、ブログを開設してアフィリエイトにより広告収入を得るための方法が記載されています。

しかし、そもそも、アフィリエイトによる収入は、当該ブログやウェブサイト等に設定された広告がクリックされたり、対象の商品等が購入されたりする等、広告会社が設定した条件が充足されることによって発生するものですので、当該ブログやウェブサイトへのアクセス数が増加したとしても、それだけで直ちに収益につながるわけではなく、したがって、自動補助ツールは、これを使用して作業するだけで簡単に稼げるような仕組みにはなっていません。

消費者は、アシストの指示に従い、自動補助ツールと自身のブログを連動させ、アクセス数を増加させるよう試みますが、これだけで思いどおりに収益を上げることはできません。

3. 合同調査の実施

アシストの行為によって消費者被害が急速に拡大していることを踏まえ、消費者の皆様にも早期に注意喚起を行う必要が認められたことから、消費者庁は、住民に被害が及んでいた東京都及び島根県と協力して、迅速に調査を行いました。

4. 合同調査によって確認された事実

- (1) アシストは、ウェブサイトやLINE メッセージに、「初心者の方が3日で5万円の収益を確定した実績もあります！」などと表示していましたが、アシストが販売する情報商材によって、このような収益を上げた実績は確認できませんでした。
また、アシストがウェブサイトに掲載していた「月収1万円 ▶ 月収180万円！」という表示についても、アシストがいう情報商材によって、このような収益を上げた実績は確認できませんでした。(虚偽・誇大な広告・表示)
- (2) アシストは、自動補助ツールの利用契約に際し、「1日30分記事を書けば、1日5万円は確実に入ってきます。」「1日5万円なので20日で100万円稼げます。」などと言って、自動補助ツールを使用し、資料に従って作業さえすればそれだけで広告収入を簡単に稼げると消費者を勧誘していましたが、実際には、前記2(3)のとおり、自動補助ツールはそのような仕組みになっていませんでした。(不実告知)
- (3) アシストは、平成31年3月1日付けで解散を公告していますが、アシスト以外にも、誰でも簡単に稼げるかのような表現を用いて情報商材等の購入を勧誘する事業者に関する相談は数多く寄せられているため、今後、別の事業者が今回の事案と同様の手口で消費者被害を引き起こす蓋然性は高いと考えられます。

5. 消費者庁から皆様へのアドバイス

- 多額のお金が必要になることをあらかじめ明示せず、必ずもうかるということだけを消費者に強調する事業者や、契約時になって突然、多額のお金の支払を求める事業者には十分注意し、お金を支払う前に費用の内訳やその適否、書面の内容をしっかりと確認しましょう。
- SNSなどに、あたかも自分自身が副業で収益を上げているような投稿をし、興味を持った消費者を広告用のウェブサイトへ誘導する事業者も存在しますので、副業に関する個人の投稿にも十分注意してください。
- 取引に関して不審な点があった場合は、お金を支払う前に、各地の消費生活センター等や警察に相談しましょう。
消費生活センター等では、消費者から相談を受け、トラブル解決のための助言や必要に応じてあっせんを無料で行っています。

相談窓口のご案内

- ◆ 消費者ホットライン（最寄りの消費生活センター等をご案内します。）

電話番号 **188（いやや!）**

- ◆ 警察相談専用電話

電話番号 **#9110**

※いずれも局番なし

公表内容に関する問合せ先

消費者庁消費者政策課財産被害対策室

電話 03-3507-9187

「月収1万円▶月収180万円！」などとうたい、多額の金銭を支払わせる事業者に関する注意喚起

誰でも稼げます

携帯1台あれば
稼げます

SNSなどの広告から広告用ウェブサイトに誘導

ウェブサイトで

月収1万円▶月収180万円！
年収1500万円以上の収入アップを目指す！

根拠なし

詳細を知りたければ、LINEの友だち登録するよう促す

LINEで

本当に収益が得ることが出来る内容です
初心者の方が3日で5万円の収益を確定した実績もあります！

根拠なし

電話予約を促す

電話説明で

自動補助ツールを使用して作業すれば、
1日5万円は確実に稼げます。

すぐに、支払った金額は取り返せます。

実は、うそ

自動補助ツールの契約を勧誘
契約費用は80万円程度

自動補助ツールを使用しても収益を得ることは難しい

少しでも「おかしいな」と思ったら、
消費者ホットライン（188）や警察（#9110）にお電話を！

